

一般社団法人九州・沖縄不動産鑑定士協会連合会入会申込書

一般社団法人九州・沖縄不動産鑑定士協会連合会
 会長 松本 忠人 殿

令和 年 月 日

私は一般社団法人九州・沖縄不動産鑑定士協会連合会定款第3条の目的に賛同し定款第6条の規定に基づき入会を申し込みます。

会 員 種 別	正会員		
正会員の内訳	不動産鑑定業者の代表者	不動産鑑定士	不動産鑑定士補
(フリガナ) 氏 名	印	性別	生年月日
		男 女	昭和 平成 年 月 日
自 宅 住 所	〒 電話番号 / FAX		
(フリガナ) 勤 務 先 名 称			
勤 務 先 住 所	〒 電話番号 / FAX		
事務連絡用 メールアドレス	※当会会員メーリングリスト 参加 ・ 不参加		
会費の請求先	勤務先 ・ 自宅	郵便物の送付先	勤務先 ・ 自宅
(公社) 日本不動産鑑定士協会連合会 会員登録の有無	有 無 有の場合会員番号()		
()県士協会会員登録の有無	有 無		
国土交通省登録年月日 (鑑定士 補)	年 月 日		
国土交通省登録番号 (鑑定士 補)			
国土交通省 知事 登録番号 (業者)			

事務局使用欄		受付印
連合会登録番号	連合会登録年月日	

※入会について

一般社団法人九州・沖縄不動産鑑定士協会連合会への入会手続きには下記の書類が必要です。

(同封書類)

- ①一般社団法人九州・沖縄不動産鑑定士協会連合会入会申込書
- ②入会申込書の記載事項を証明するもの※該当会員登録無しの場合は不要
(日本不動産鑑定協会の会員証のコピー・所属県士協会会員証のコピー)

《目的・事業》

当会は、会員相互間並びに会員と公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下連合会という）との間の連絡、協議並びに調整等を行い、不動産鑑定士の品位の保持及び資質の向上を図り、あわせて不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善、調査研究、知識の啓発普及を行い、もって不動産鑑定評価制度の一層の発展に貢献することを目的とする。

- (1) 会員相互間並びに会員と連合会との間の情報交換及び連絡、協議、調整等を行うこと。
- (2) 不動産の鑑定評価及び利用等に関する調査・研究並びにその成果の公表等を行うこと。
- (3) 不動産鑑定評価に関する研修を開催する等、会員の資質の向上を図る諸施策を講じること。
- (4) 不動産鑑定評価制度に関する社会一般の理解と信頼を高めるための啓発活動を行うこと。
- (5) その他、当会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

《入会・会費について》

・当会の会員となることができる者は下記の種別に該当する者とする。

(1) 正会員

ア 九州・沖縄内に住所又は勤務箇所を有する不動産鑑定士及び不動産鑑定士補

イ 九州・沖縄内に事務所を有する不動産鑑定業者の代表者

※イの不動産鑑定業者（従たる事務所を含む。）の代表者とは、次の者をいう。

- (1) 不動産鑑定業者の代表者とは、主務官庁に登録した登録申請者をいう。
- (2) 従たる事務所の代表者とは、主務官庁に登録した登録申請者もしくは、従たる事務所を代表する者で会長に届け出た者をいう。

・正会員の会費は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| (1) 不動産鑑定業者の代表者（従たる事務所を含む。） | 年額39,600円（月額3,300円） |
| (2) 不動産鑑定士 | 年額26,400円（月額2,200円） |
| (3) 不動産鑑定士補 | 年額13,200円（月額1,100円） |

※不動産鑑定業者の代表者で、かつ、前項第2号及び第3号に該当する者は同第1号のみ適用する。

・会費等の納入時期は毎年5月及び11月の2回とし、当年4月1日から9月30日まで（以下前期という）の分、及び10月1日から翌年3月31日まで（以下後期という）の分をそれぞれ当会に納入するものとする。なお、九州・沖縄各県士協会の代理徴収とすることができる。

以上（規程抜粋）